

## 第3編 相続に関する知識

### 学習のねらい

相続の基本的な仕組み・考え方について理解する。

※親族・相続の規定に基づき、相続人・遺産分割等を深く理解することにより、相続（死亡事故発生時など）に際して、保険金支払いの手続きや各種アドバイス等を適切に行うことができる。

# 第1章 家族関係

家族関係に関する法律の基本的な知識（親族・夫婦・親子）について学習します。

損害保険の実務では、傷害保険や自動車保険などの保険事故が発生した場合に、保険契約者や被保険者の死に接することがあります。損害保険は無形の商品といわれますが、この損害保険が形になるのが保険金支払時であり、身内の死で落胆している顧客に対し、保険金請求等に関する的確なアドバイスを行うことは、顧客との信頼関係を深めるためにも重要なことです。

この章では、顧客の死亡により発生する「相続」について学習するうえで不可欠となる「家族関係」に関する知識について、簡単に記載します。

## 第1節 親族

### 1. 親族とは

親族とは、民法上、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます（民法第725条）。

（注）親等とは、親族関係の遠近を示す単位であり、親族間の世代数により計算します（民法第726条第1項）。

### 2. 親族の種類

#### （1）血族

血族とは、出生（自然血族）または養子縁組（法定血族）によって血縁につながる者をいいます。

（注1）血族関係において、血統が直下するかたちに連係するものを「直系」、血統が共同の始祖により連係するものを「傍系」といいます。

（注2）父母や祖父母など自分より前の世代に属する者を「尊属」といい、子や孫など後の世代に属する者を「卑属」といいます。

自然血族関係は、出生により発生し、死亡により終了します。また、法定血族関係は、養子縁組により発生し、死亡のほか、離縁または縁組の取消しにより終了します。

（注）養子縁組前に生まれた養子の子は、養親およびその血族とは親族関係にありません。これに対し、養子縁組後に生まれた養子の子は、養親およびその血族とも親族関係を生じます。

#### （2）姻族

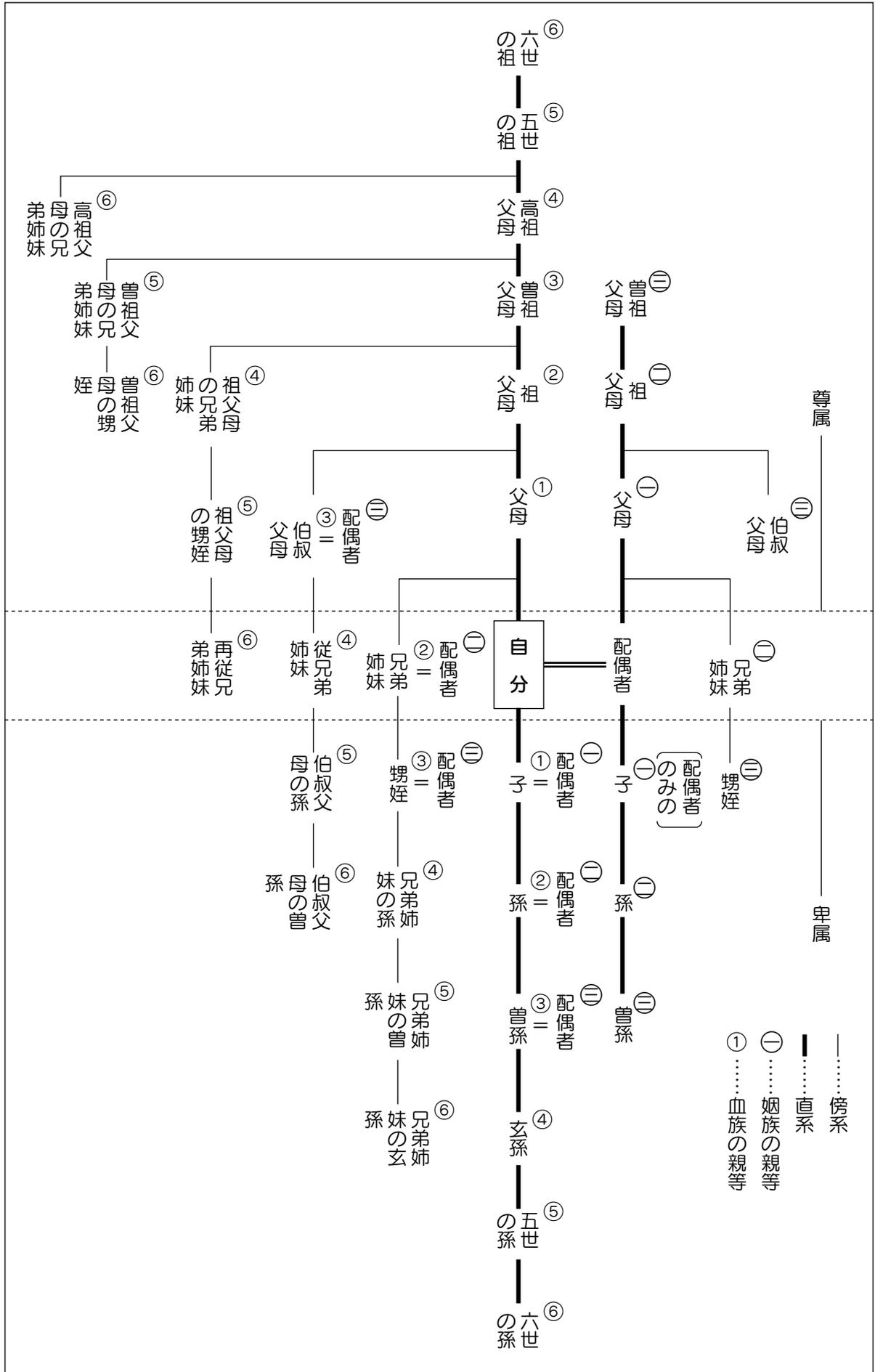
姻族とは、自分の配偶者の血族または自分の血族の配偶者のことをいいます。姻族関係は、婚姻を媒介として生じ、離婚または婚姻の取消し等によって終了します。

#### （3）配偶者

配偶者（注）とは、婚姻によって夫婦となった者の一方から見た他方（例えば夫から見た妻）のことをいいます。配偶者関係は、婚姻により発生し、一方の配偶者の死亡のほか、離婚または婚姻の取消しによって終了します。

（注）配偶者は血族でも姻族でもありません。また、配偶者間に親等はありません。

(参考) 親族の範囲 (民法第725条) (6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)



## 第2節 夫婦

### 1. 夫婦とは

夫婦は、婚姻の届出手続きの有無により、法律上の夫婦関係である「婚姻」と、事実上の夫婦関係である「内縁」とに分けられます。

男女間に結婚しようという意思があり、共同生活を開始していても、法律上は、婚姻届を提出していなければ、男女間の関係について婚姻関係として認められず、内縁関係となります。「婚姻」と「内縁」には法律上様々な規定の違いがあります。

### 2. 婚姻

#### (1) 婚姻の成立

婚姻は、当事者間に「婚姻意思の合致がある」こと、および「婚姻障害事由に該当しない」ことという実質的要件（民法第742条第1号、第740条）と、婚姻の届出という形式的要件（民法第739条第1項）をいずれも満たしたときに成立します。

#### (参考) 婚姻障害事由

婚姻障害事由		違反の効果
婚姻適齢	婚姻は、18歳にならなければ、することができません（民法第731条）。	不適法な婚姻の 取消し (民法第744条) (注)
重婚の禁止	配偶者のある者は、重ねて婚姻することができません（民法第732条）。	
近親者間の婚姻の禁止	直系血族または3親等内の傍系血族の間（養子と養方の傍系血族の間を除きます）では、婚姻することができません（民法第734条）。	
直系姻族間の婚姻の禁止	直系姻族間では、離婚または配偶者の死亡などにより姻族関係が終了後も婚姻することができません（民法第735条）。	
養親子等間の婚姻の禁止	養子もしくはその配偶者または養子の直系卑属もしくはその配偶者と、養親またはその直系尊属との間では、離縁によって親族関係が終了後も婚姻することができません（民法第736条）。	

(注) 民法第744条では、民法第731条、第732条および第734条～第736条までの規定に違反した婚姻については、各当事者等は、家庭裁判所に取消しを請求することができる旨が定められています。

## (2) 婚姻の効力

婚姻の当事者は、配偶者として次のような相互的な権利および義務を負います。

夫婦の氏	夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称します（民法第750条）。
同居、協力および扶助の義務	夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければなりません（民法第752条）。
貞操義務	配偶者の不貞な行為は、離婚原因となります（民法第770条第1項第1号）。
夫婦間の契約の取消権	夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができます。ただし、第三者の権利を害することはできません（民法第754条）。

### (参考) 民法改正による廃止

夫婦間の契約の取消権に関する民法第754条は、2024（令和6）年5月24日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内に施行される改正民法によって削除されます。

## (3) 夫婦財産制

### ① 夫婦財産契約

夫婦は、婚姻の届出前に任意の契約（夫婦財産契約）を締結し、登記することにより夫婦間の財産関係を定めることができます。

ただし、次のようにその要件が厳しいことから、実際はあまり利用されておらず、通常、下記②の法定財産制によることになります。

- a. 夫婦財産契約は、婚姻届出前に締結しなければなりません（民法第755条）。
- b. 婚姻届出までに契約を登記しなければ、第三者等に対抗することができません（民法第756条）。
- c. 婚姻届出後は、原則として契約内容を変更することができません（民法第758条第1項）。

### ② 法定財産制

夫婦財産契約を締結しなかった場合には、次のとおり法定の夫婦財産制に従うことになります。

夫婦間における財産の帰属	夫婦の一方が婚姻前から有する財産および婚姻中に自分の名前で得た財産は、各々の個人的財産（特有財産）とされます（民法第762条第1項）。夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、夫婦の共有と推定します（同条第2項）。
婚姻費用の分担	夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担しなければなりません（民法第760条）。
日常家事債務の連帯責任	夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負います。ただし、その第三者に対して責任を負わない旨を予告した場合には、その責任を負いません（民法第761条）。

#### (4) 婚姻関係の終了

婚姻関係は、離婚によって終了し、夫婦の一方が死亡したことによっても終了します。また、失踪の宣告を受けた者も死亡したものとみなされます（民法第30条、第31条）。

なお、夫婦の一方が死亡した場合には、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示をすることによって初めて姻族関係も終了することになります（民法第728条第2項）。

##### (参考) 離婚の種類

協議離婚	夫婦は、その協議で離婚することができます（民法第763条）。婚姻と同様、離婚意思の合致と届出によって成立します。
調停離婚	家庭裁判所における調停によって成立する離婚を調停離婚といいます。調停離婚は、当事者から家庭裁判所に申し立てなければなりません。先に裁判離婚を求めて離婚の訴えを提起しても、裁判所は、職権でこれを調停に付さなければなりません（家事事件手続法第257条第1項、第2項）。
審判離婚	家庭裁判所は、調停が成立しない場合においても、相当と認めるときは、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な審判をすることができます。 なお、審判は、確定判決と同一の効力を有します（家事事件手続法第284条第1項）。
裁判離婚	協議離婚や調停離婚が調わず、審判離婚がなされないときに、配偶者の不貞行為や悪意の遺棄など、一定の原因に基づいて夫婦の一方が行う離婚の請求に対して、裁判所が判決によって婚姻を解消させることをいいます（民法第770条第1項）。

#### (5) 離婚の効果

離婚により婚姻関係を終了させた場合、その効力は将来に向かってのみ生じ、姻族関係の消滅（民法第728条第1項）、復氏（民法第767条第1項）といった身分上の効果や、夫婦財産関係の消滅、財産分与請求権の発生（民法第768条第1項）などの財産上の効果を生じることになります。

### 3. 内縁

前述のとおり、婚姻意思をもって共同生活を営み、社会的には夫婦と認められているにもかかわらず、民法の定める婚姻の届出手続きを行っていないため、法律上は正式の夫婦と認められない男女の関係を内縁といいます。

#### (1) 内縁の成立

内縁は、当事者間に社会通念上、夫婦共同生活と認められるような関係を成立させようとする合意（婚姻の意思）と、その合意に基づく共同生活の存在が必要となります。

#### (2) 内縁の効果

内縁が成立した場合、一般的効果として「同居・協力・扶助義務」および「貞操義務」が認められるとされています。

（注）内縁関係にある者には、相続権が認められていません。

#### (3) 内縁夫婦の財産関係

内縁が成立した場合、夫婦財産制における「夫婦財産契約」「夫婦間における財産の帰属」および「日常家事債務の連帯責任」の規定の適用を受けることになります。

（注）内縁夫婦における「夫婦財産契約」は、第三者に対抗することはできません。

#### (4) 内縁夫婦間の出生子

内縁夫婦間に生まれた子は「嫡出でない子」として扱われ、原則として母の単独親権に服し、父子関係については父の認知を必要とします。したがって、内縁夫婦間に生まれた子は、父が認知をしなければ、父の血族とは親族関係を生じません。

#### (5) 内縁関係の解消

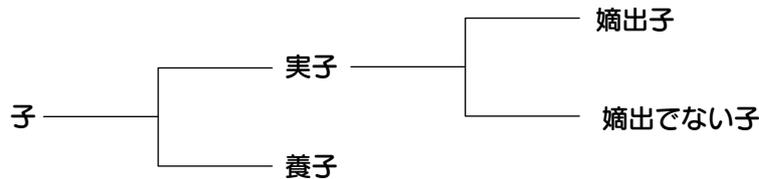
内縁関係は、当事者の一方の死亡によって当然に終了するほか、当事者双方の合意または一方的な意思表示によっても自由に解消することができます。

なお、内縁解消に伴う財産分与については、離婚の際の財産分与に関する規定が準用されます。

## 第3節 親子

### 1. 子

子には、血縁関係のある「実子」と、血縁関係のない「養子」があります。さらに、実子は、婚姻関係にある男女間に生まれた子である「嫡出子」と、婚姻関係にない男女間に生まれた子である「嫡出でない子」とに分けられ、法律上様々な規定の違いがあります。



### 2. 実子

#### (1) 嫡出子

嫡出子は、出生により、母および母の親族のほか、父および父の親族とも親族関係を生じます。

(注) 再婚した夫婦の一方の配偶者の子（いわゆる連れ子）は、再婚しただけでは他方の配偶者とは法定親子関係を生じず、他方の配偶者と養子縁組をすることによって、初めて法定親子関係を生じます。

##### ① 嫡出の推定

妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定されます（婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれた場合も同様）（民法第772条第1項）。

(注1) 婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から200日を経過した後または婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定されます（民法第772条第2項）。

(注2) 子を懐胎した時から子の出生の時までの間に2以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定されます（民法第772条第3項）。

##### ② 嫡出否認の訴え

前記①の推定は、あくまで法律上のものであるため、嫡出否認の訴えにより、推定を覆すことができます。この訴えを提起できるのは、原則として父、子、母です（民法第774条第1項、第3項、第775条）。

(注1) (再婚後の夫の子と推定される子に関し) 前夫は、嫡出否認の訴えを提起することができます（民法第774条第4項）。

(注2) 父、母は、子の出生後に嫡出子であることを承認したときは、否認権を失います（民法第776条）。

### ③ 父を定めることを目的とする訴え

重婚禁止（民法第732条）に違反して婚姻をした母が子を出産した場合で、前記①の嫡出の推定により父を定めることができない場合は、父を定めることを目的とする訴えにより、裁判所は、子の父を定めることとなります（民法第773条）。

## (2) 嫡出でない子

嫡出でない子は、父に認知されなければ、父および父の血族とは親族関係が生じません。

### ① 認知

嫡出でない子に対しては、その父または母が認知することができます（民法第779条）。これを「任意認知」といいます。これに対し、任意認知されない場合に、子から父または母に対して認知の訴えを提起することもできます（民法第787条）。これを「強制認知」といいます。

なお、成年である子を認知（任意認知）する場合には、その子の承諾が必要となります（民法第782条）。

（注）嫡出でない子については、法律上は、母子関係も父子関係と同様に認知をもって確定するものとしていますが、最高裁は、「母子関係は原則として分娩の事実によって確定するので、認知は要しない」という立場をとっています（最判昭37.4.27）。

### ② 認知の効果

認知をして初めて、父と認知された子との間には親子関係が生じ、親子関係に求められるすべての効果が子の出生の時に遡って発生することとなります（民法第784条本文）。相続については、嫡出でない子は、嫡出子と同等の相続人となります（民法第900条第4号）。

父の認知後も親権者は母のままですが、母との協議または家庭裁判所の審判により、父も親権者となることができます（民法第819条第4項、第5項）。また、子は、父の認知後、家庭裁判所の許可を得て、氏の変更の届出を行い、父の氏を称することができます（民法第791条第1項）。

（注）父の認知後も父と母とが婚姻しなければ、子は嫡出でない子のままとなります。

#### （参考）準正

父母の婚姻を原因として、嫡出でない子を嫡出子とすることができます。これを「準正」といいます。これには、既に父により認知された子の父母が婚姻する場合における「婚姻準正」（民法第789条第1項）と、婚姻後に父から子が認知された場合における「認知準正」（民法第789条第2項）の2つがあります。

#### （参考）認知の無効の訴え

2024（令和6）年4月1日施行の改正民法により、認知の無効の訴えに関するルールが改正されました。改正前は、子やその他の利害関係人が、認知に対して反対の事実を主張することができました（改正前民法第786条）。しかしながら、この規定は、利害関係を有する者は誰でも認知の無効を主張でき、また、認知の無効を主張できる期間の制限もなかったことから、嫡出でない子の法的地位が著しく不安定であるとの問題点がありました。そこで、改正民法では、認知の無効の訴えを提起できる者は、子、認知をした者、母に限定され、出訴期間も原則として7年間となりました（民法第786条）。

### 3. 養子

#### (1) 養子縁組の成立

養子縁組は、婚姻と同様、当事者間に「縁組意思の合致がある」こと、および「縁組障害事由に該当しない」という実質的要件（民法第800条、第802条第1号）と、縁組の届出という形式的要件（民法第799条）をいずれも満たしたときに成立します。

養親の年齢制限	20歳に達した者は、養子をすることができます（民法第792条）。
いわゆる目上養子（年長者養子や尊属養子）の禁止	養子より若年である者やその卑属は、養親となることができません（民法第793条）。
後見人・被後見人間の無許可縁組の禁止	後見人が被後見人（未成年被後見人および成年被後見人）を養子とする場合には、家庭裁判所の許可が必要となります（民法第794条）。
未成年者の無許可縁組の禁止	未成年者を養子とする場合には、原則として家庭裁判所の許可が必要となります（民法第798条）。
配偶者のある者の縁組の要件	配偶者のある者が未成年者を養子とする場合には、原則として夫婦が共同して縁組しなければなりません（民法第795条）。また、配偶者のある者が成年者を養子とする場合、または配偶者のある者が養子となる場合には、他方の配偶者の同意を得なければなりません（民法第796条）。
代諾養子	養子となる子が15歳未満の場合には、法定代理人の代諾によらなければなりません（民法第797条）。

#### (2) 養子縁組の効力

養子縁組の当事者は、次のとおり養親子として相互的な権利および義務を負いますが、いずれも実親との法的親子関係に変更は生じません。

嫡出子の身分の取得	養子は縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得します（民法第809条）。 未成年者である養子は養親の親権に服します（民法第818条第2項）。 養子は養親の氏を称します。ただし、婚姻により氏を改めた者はその氏を称すべき間はこの限りでありません（民法第810条）。 養親子は、相互に、相続権を有し（民法第887条、第889条）、扶養義務（民法第877条）を負います。
法定血族関係の発生	養子と養親の間に親子関係が生じるだけでなく、養子と養親の血族との間に、縁組の日から血族間と同一の親族関係が生じます（民法第727条）。

上記の養子縁組（普通養子縁組といいます）に対し、民法では、さらに特別養子縁組という制度があります。

特別養子縁組は、養子と実親との親族関係を終了させ、養子を完全に養親の嫡出子として取り扱う制度で、養親となる者の申立てに基づき、家庭裁判所の審判により成立します（民法第817条の2）。

この場合、養親となる者は、配偶者のある者でなければならず、原則として25歳以上の者でなければなりません（民法第817条の3、第817条の4）。

また、特別養子となる者は、原則として15歳未満の者に限られます（民法第817条の5）。

### (3) 養子縁組の解消

養子縁組の解消とは、いったん有効に成立した養子縁組を終了させることをいい、民法上、離縁によってのみ解消します。

#### (参考) 離縁の種類

協議離縁	縁組の当事者は、その協議で離縁できます（民法第811条第1項）。縁組と同様、離縁意思の合致と届出により成立します。
調停離縁	家庭裁判所における調停によって成立する離縁を調停離縁といいます。調停離縁は、まず当事者から家庭裁判所に申し立てなければなりません。先に裁判離縁を求めて離縁の訴えを提起しても、裁判所は、職権でこれを調停に付さなければなりません（家事事件手続法第257条第1項、第2項）。
審判離縁	家庭裁判所は、調停が成立しない場合においても、相当と認めるときは、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な審判をすることができます（家事事件手続法第284条第1項）。 なお、審判は、確定判決と同一の効力を有します（家事事件手続法第287条）。
裁判離縁	協議離縁や調停離縁が調わず、審判離縁がなされないときに、悪意の遺棄など、一定の原因に基づいて縁組の当事者の一方が行う離縁の請求に対して、裁判所が判決によって縁組を解消させることをいいます（民法第814条第1項）。

### (4) 離縁の効力

離縁により、養子縁組の効力は将来に向かって解消し、法定嫡出親子関係の消滅、法定血族関係の終了、復氏（民法第816条第1項）、復籍などの効力を生じます。

#### (参考) 親権

親権とは、親子の法律関係のうち、父母の養育者としての地位および職分から与えられる権利義務のことをいい、親子関係の中核となります。

この親権に服するのは、未成年である子に限られ、実子については実父母が、養子については養父母が親権者となります（民法第818条第1項、第2項）。

この親権者の代理権限は、原則として財産上の行為について認められ（民法第824条）、身分上の行為については、例外的に相続の承認・放棄などに限り認められています。

なお、親子間の利益が相反する行為については、親権者は、自ら代理しまたは同意を与えることができませんので、その子のために特別代理人の選任を家庭裁判所に請求し、特別代理人に代理または同意させなければなりません（民法第826条第1項）。

（注）親権者は、未成年者の法定代理人として、未成年者のする行為について同意権を有し、親権者の同意を得ないで未成年者が行った法律行為は、原則として取り消すことができます（民法第5条第1項、第2項）。

#### (参考) 離婚後の共同親権制度の導入について

離婚後に父と母のいずれか一方が子どもの親権を持つ、現在の「単独親権」に加え、父と母、双方に親権を認める「共同親権」を導入するとして改正民法が2024（令和6）年5月17日に成立しました。公布の日（2024〈令和6〉年5月24日）から2年以内に施行される予定です。

## 第2章 相続

相続に関する基本的な知識（相続の開始、相続人、相続財産、相続分、相続の承認・放棄、遺留分、遺産分割と遺言）について学習します。

相続とは、人（自然人）が死亡した場合に、その財産上の地位（権利義務）を特定の者が承継することをいいます。

（注）法人は相続人となることができませんが、法人が包括受遺者（財産を特定せずに包括的に遺贈を受けた者）となるときは、相続人と同一の権利義務を取得します（民法第990条）。

私的な財産所有に基礎をおく社会では、生活の保障は私的に解決されなければなりません。そのなかで相続は、死亡した人に依拠して生活してきた配偶者や未成年者などの遺族の生活を私的に保障する制度として、重要な役割を担っています。

また、相続は、次のとおり私有財産制度下における財産法秩序の維持にも不可欠です。

- ・個人の財産を一定の血縁者等に承継させることにより、遺産の帰属をめぐる争いの防止と取引の安全、そして所有権秩序の維持を図ることができます。
- ・相続を認めることによって、相続人は被相続人の債務者に対し債務の履行を請求でき、同様に被相続人の債権者は相続人に債務の履行を請求することができます。

## 第1節 相続権

### 1. 相続の開始

#### (1) 相続の開始原因

相続は、人の死亡により開始します（民法第882条）。このほか、人が行方不明でその生死が判明しないときにも、失踪宣告によって所定の時期に死亡したものとみなされ、相続が開始します。

（注）相続の開始とは、相続に関する諸手続きがその時点から具体的に始まることをいうのではなく、相続によって生ずる法律効果が発生することを意味します。

##### （参考）自然死亡と失踪宣告

自然死亡	人が死亡した場合には、死亡届により、戸籍簿にその年月日時分、場所などが記載されます。 （注）親族等の届出義務者は、死亡の事実を知ったときから7日以内に、死亡地の市町村長または死者の本籍地もしくは届出人の所在地の市町村長に死亡届を提出しなければなりません（戸籍法第25条、第86条、第87条、第88条）。
失踪宣告	不在者の生死が7年間明らかでない場合（普通失踪）、家庭裁判所は利害関係人の請求に基づいて、失踪宣告を行うことができます（民法第30条第1項）。この場合、失踪期間の満了時に不在者が死亡したものとみなされます（民法第31条）。 （注）戦地に臨んだ者または沈没船舶の在船者等の生死が、危難が去った後1年間明らかでない場合（特別失踪）には、危難終了時に死亡したものとみなされます（民法第30条第2項、第31条）。

##### （参考）同時死亡の推定

相続人は被相続人の死亡時に生存していなければなりません。このため、被相続人と相続人が同一の事故で死亡した場合には、誰が先に死亡したのかが判明しないと相続関係を確定できないことになります。そこで、民法では、死亡した数人中、その1人が他の者の死亡後もなお生存していたことが明らかでないときは、同時に死亡したものと推定することとし（民法第32条の2）、死亡者相互間では相続は開始しないこととしています。

#### (2) 相続開始の場所

相続は、被相続人の住所において開始します（民法第883条）。この規定は、相続に関する裁判管轄を明らかにしたものです。

#### (3) 相続財産に関する費用

相続財産に関しては、各種の費用が必要となります。例えば、相続財産の管理費用、清算費用、財産目録作成費用、税金などがあります。

民法では、これら相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁するものと定められています（民法第885条）。

## 2. 法定相続人の分類と相続順位

法定相続人とは、民法上、被相続人が有した財産上の権利義務を承継すべき法的資格を有する者のことをいいます。この法定相続人には、被相続人と一定範囲の血族であることによって当然に相続人の資格を持つ「血族相続人」と、被相続人の配偶者であることによって相続人となる「配偶者相続人」とに分類されます。

### (1) 血族相続人

血族相続人の種類および順位は、次のとおり（民法第887条、第889条）です。

第1順位	子（代襲相続人を含みます〈P.107参照〉）
第2順位	直系尊属
第3順位	兄弟姉妹（代襲相続人を含みます〈P.107参照〉）

相続開始の時に異なる順位の血族相続人が生存する場合、最先順位の血族相続人のみが相続する（例えば、子と直系尊属が生存する場合は、子のみが相続）ことになります。

#### ① 子

子は第1順位の血族相続人となります（民法第887条第1項、第889条第1項）。子が複数いる場合は、それらの者は共同相続人となります（民法第898条）。

なお、既に結婚して別戸籍となっている子、養子、認知された嫡出でない子も相続権を有します。養子は、実子と同順位の相続人となり、普通養子の場合は、実父母および養父母双方の相続人となります。一方、特別養子（P.102参照）の場合は、実親との相続関係がすべて消滅していることから、養父母のみの相続人となります。

#### 【胎児の相続能力】

胎児は、権利能力を有していませんが、民法では特則を設け、相続については既に生まれたものとみなしています（民法第886条第1項）。

ただし、胎児が死体で生まれたときは、相続人とはなりません（民法第886条第2項）。

#### ② 直系尊属

第1順位（子）の相続人がいない場合、父母、祖父母、曾祖父母などの直系尊属が第2順位の血族相続人となり、親等の異なる者の間では親等の近い者が優先します（民法第889条第1項第1号）。このため、より親等の近い直系尊属が1人でもいれば、それより遠い者は相続人になれません。

父親と母親など、最も親等の近い直系尊属が複数いる場合には、それらの者は共同相続人となります。

なお、直系尊属として相続する場合、実親と養親の区別はありません。

## ③ 兄弟姉妹

第1順位（子）および第2順位（直系尊属）の相続人がいない場合、兄弟姉妹が第3順位の血族相続人となります（民法第889条第1項第2号）。兄弟姉妹が複数いる場合には、それらの者は共同相続人となります。

なお、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の1/2としています（民法第900条第4号ただし書）。

## (2) 配偶者相続人

配偶者は、常に相続人となる（民法第890条）ので、前記血族相続人がいるときは、これと同順位で共同相続し、血族相続人がいなければ単独の相続人となります。

なお、ここでいう配偶者とは、法律上婚姻している者に限られ、内縁関係にある者は相続人とはなりません。

ただし、相続人が存在しない場合などには、特別縁故者に対する相続財産分与の規定が適用されることがあります（P.122参照）。

## 3. 代襲相続

被相続人の死亡以前に、相続人となるべき子または兄弟姉妹が、死亡、相続欠格、推定相続人の廃除（P.108参照）などの事由（代襲原因）により相続権を失った場合、その者が受けるはずであった相続分を被代襲者である被相続人の子の直系卑属または被代襲者である被相続人の兄弟姉妹の子がその者に代わって相続します。これを「代襲相続」といいます。

民法では、代襲相続の取扱いについて、代襲原因として推定相続人の廃除を含めるかなど、被相続人の子と被相続人の兄弟姉妹との間で差異を設けています。

被代襲者	被相続人の子 (民法第887条第2項、第3項)	被相続人の兄弟姉妹 (民法第889条第2項)
代襲原因	死亡、相続欠格または推定相続人の廃除	死亡または相続欠格
代襲者	被相続人の子の子（被相続人の孫） (直系卑属であれば再代襲により曾孫以下も代襲ができます)	被相続人の兄弟姉妹の子 (再代襲はできません)

相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかったとみなされる（民法第939条）ため、放棄者の子が代襲相続をすることはありません（P.121参照）。

なお、被相続人の子の代襲者は、直系卑属であることが要件となっているため、養子縁組前に生まれた養子の子（いわゆる養子の連れ子）には、代襲相続は認められません。

## 4. 相続人の欠格事由・推定相続人の廃除

### (1) 相続人の欠格事由

相続人となるべき者が故意に被相続人を殺害したり、詐欺や強迫したりすることによって遺言の作成を妨害した場合などには、被相続人との共同関係を破壊した者として、法律上当然に相続人としての資格を失うこととなります（民法第891条）。これを「相続欠格」といいます。

なお、相続欠格の効果は相対的（対人的）であり、特定の被相続人に対してのみ相続人資格を失うこととなります。例えば、親に対して欠格事由のある者であっても子を相続することができ、子に対して欠格事由のある者であっても親を相続することができます。

また、父方の祖父母に欠格事由のある孫も母方の祖父母を相続することができます。

### (2) 推定相続人の廃除

推定相続人とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のことをいいます。推定相続人のうち、遺留分（P. 122参照）を有する者（注）が被相続人を虐待し、もしくは重大な侮辱を加えた場合、または推定相続人に著しい非行があった場合には、被相続人が家庭裁判所に推定相続人の廃除を請求することにより、推定相続人の相続権を失わせることができます（民法第892条）。これを「推定相続人の廃除」といいます。

この廃除は、遺留分を有する推定相続人に、欠格事由のように相続人の資格を当然に否定するほどの重大な事由には当たらないが、著しい非行がある場合において、被相続人がその者に相続させることを欲しないときに、遺留分にかかわらず、その者の相続権を剥奪<sup>はくたつ</sup>させるものです。

（注）遺留分を有する者は、直系卑属である子（代襲相続人を含みます）、直系尊属および配偶者であり、兄弟姉妹は遺留分を有しません（民法第1042条第1項）。

なお、廃除の意思表示は、遺言により行うこともでき、この場合、廃除の効力は被相続人の死亡の時に遡って生じることとなります（民法第893条）。

（注）被相続人は、いつでも推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができます（民法第894条）。

## 第2節 相続の効力

### 1. 相続財産の範囲

#### (1) 相続財産の包括承継

民法第896条では、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない」と定められています。

##### ① 原則（相続できる財産）

民法第896条でいう権利義務は、被相続人が有した財産法（注）上の地位であり、特定の不動産の所有権や特定の借入金債務のような単に具体的な権利義務だけではなく、権利義務としていまだ発生していない財産法上の法律関係または法的地位、例えば、契約の申込みを受けた地位や売主としての担保責任を負う地位などを含みます。

相続人は、このような財産法上の一切の法的地位を包括的に承継することになります。

（注）財産法とは、個人の権利義務など市民相互の生活上の法律関係を規律する法の総称をいい、民法第2編 物権、第3編 債権の規定がその中心となります。

相続財産には、被相続人の有していた積極財産（プラスの財産）としての各種資産だけでなく、消極財産（マイナスの財産）としての借入債務などの一切の負債も含まれます。

積極財産	現金、預貯金、有価証券、土地・建物等の不動産、商品・製品・機械・家財等の動産、賃借に関する権利 等 （注1）積極財産には、被相続人が不法行為または債務不履行によって取得した財産上の損害に対する損害賠償請求権や慰謝料請求権も含まれます（最判昭42.11.1）。 （注2）上記のほか、死亡退職による退職金や、死亡に伴う生命保険金、傷害保険金等について、受取人の定めがない場合に相続財産となることがあります。
消極財産	借入債務 等

##### ② 例外（相続できない財産）

前記①の原則に対して、例外として重要なものが2つあります。

1つは「被相続人の一身に専属したもの」、つまり、帰属上の一身専属権であり、もう1つは「祭祀財産」です。

一身専属権	一身専属権とは、次のような権利をいい、そのほとんどは身分法上の権利に該当します。 a. 親権（民法第818条以下） b. 夫婦相互の権利（民法第754条以下） c. 配偶者居住権（民法第1028条以下）、配偶者短期居住権（民法第1037条以下） d. 離縁請求権（最判昭57.11.26） e. 認知無効確認請求権（最判昭57.12.17） f. 生活保護法による保護受給権（最判昭42.5.24） 等
祭祀財産	系譜や位牌・仏壇・仏具等の祭具、墓地・墓石等の墳墓などの祭祀財産は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継します（民法第897条第1項本文）。

## (2) 親族法上・相続法上の権利義務

### ① 親族法上の権利義務

相続の対象は、財産法上の権利義務であり（民法第896条）、親族法（注）上の権利義務は、原則として、相続の対象となりません。

したがって、扶養を受ける権利は、相続財産とはなりません（民法第881条）。

また、「離縁請求権」や「認知無効確認請求権」も、親族法上の権利義務として相続の対象となりません。

ただし、財産的性格が強く、既に具体化しているものについては、相続の対象となります。例えば、履行遅滞に陥った過去の扶養料、内縁の不当破棄に基づく慰謝料、財産分与請求権等があります。

（注）親族法とは、婚姻、親子、親権、後見、扶養などの親族関係を規律する法の総称をいい、民法第4編 親族の規定がその中心となります。

### ② 相続法上の権利義務

相続法（注）上の権利義務も、財産的性格が強いため相続の対象となるものがあります。

例えば、相続の承認・放棄をする権利（民法第915条）や遺留分侵害額の請求権（民法第1046条）等があります。

（注）相続法とは、相続、遺言、遺留分などの相続関係を規律する法の総称をいい、民法第5編 相続の規定がその中心となります。

## (3) 相続可否の具体例

### ① 占有権

民法第180条では、「占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する」と定められているだけであり、占有権が相続されることは明文化されていませんが、判例・通説は、占有権の相続を肯定しています（最判昭44.10.30）。

### ② 保証債務

#### a. 通常の保証債務

主たる債務が消費貸借上の債務や賃貸借上の債務であるような通常の保証債務は、相続の対象となり相続財産に属します。つまり、保証人が死亡しても、これによって保証債務は消滅せず、相続人に承継します。

#### b. 身元保証債務・包括的信用保証債務

継続的債権関係から生ずる不特定の債務の保証を継続的保証といいます。継続的保証のうち、「被用者が使用者に対して将来負担するかもしれない債務の保証」を身元保証、「一定の継続的取引関係から生ずる債務の保証」を信用保証といいます。さらに、信用保証のうち、限度額も保証期間の定めもないものを包括的信用保証といいます。

これらの身元保証債務や包括的信用保証債務は、相続の対象とはなりません。つまり、保証人の死亡によってこれらの保証債務は消滅します（大判昭2.7.4、最判昭37.11.9）。

これは、これらの保証が、契約関係にある当事者の人的信用関係を基礎とするもので、主たる債務者の主観的色彩が特に強く、責任の及ぶ範囲が極めて広範となるためです。

ただし、身元保証契約等に基づいて既に具体的に発生した損害賠償債務については、相続の対象となります。

## ③ 賃借権

土地賃借権などの賃借権も、客観的価値を有する1つの財産権として相続の対象となります。

## ④ 生命侵害による損害賠償請求権

生命侵害による損害には、財産的損害と精神的損害（慰謝料）とがあります。

## a. 財産的損害

人が殺害された場合（交通事故等の被害者となって、死亡する場合を含みます）に、死亡による損害賠償請求権が相続されるかどうかについては問題があります。すなわち、即死の場合、理論的には、死の瞬間において被害者は権利義務の帰属主体でなくなり、権利能力を喪失するので、自分の生命侵害による財産的損害の主体とはなりません。したがって、相続の問題は、そもそも起こらないこととなります。

しかし、判例・通説は、理論構成上の違いはあるものの、このような場合の損害賠償請求権の相続を肯定しています。これは、実質的にみて、身体傷害という比較的程度の軽い加害行為によって死亡した場合（傷害致死）には、被害者はこれによる損害賠償請求権を取得し、相続の対象となるのに対し、生命侵害（即死）という最も重い加害行為によって死亡した場合には、損害賠償請求権が相続の対象とならないのは不合理であり、不均衡と考えられるためです。

## b. 精神的損害（慰謝料）

精神的損害に対する賠償請求権（慰謝料請求権）については、かつて、判例は、これを一身専属権と考え、被害者が生前に請求の意思表示をして現実化した場合（金銭債権となった場合）に限って相続の対象となるとしてきました。そのため、生前の意思表示があったかどうかについて、死の間際に「残念、残念」と叫んだり、「向こうが悪い」と言ったりした場合には、請求の意思表示があったものとして判断されることがありました。

しかし、精神的損害の場合に限って生前の意思表示を必要とすることは不自然であることから、最高裁判所は、被害者が生前に請求の意思表示をしていなくても、これを放棄したものと解することのできる特別の事情がない限り、相続の対象となるとしています（最判昭42.11.1）。

### 第3編 相続に関する知識

#### ⑤ 生命保険金請求権

生命保険金請求権の相続上の取扱いは、生命保険契約で誰を保険金受取人としているかによって異なってきます。

- a. 被相続人が自分を被保険者とし、かつ、自分を受取人とする場合（自己の生命の保険契約で、かつ、自己のためにする保険契約）で、被相続人が死亡したときは、法定相続人が保険金受取人たる地位を相続します（通説）。
- b. 被相続人が自分を被保険者として、受取人を別の特定人としていた場合（自己の生命の保険契約で、かつ、他人のためにする保険契約）の生命保険金請求権は、その特定人が固有の権利として原始取得します。生命保険金請求権は、保険契約者が保険料を支払って、保険者と保険契約を締結することによって生じているのであり、相続財産とはならないと考えられます。したがって、その特定人が相続人の1人であっても同様です。
- c. 保険契約で、被相続人が自分を被保険者として、保険金受取人を単に「相続人」としていた場合にも、生命保険金請求権は、その相続人の固有の財産となり、相続財産とはならないので、死亡時の相続人が固有の権利として取得します（最判昭40.2.2）。

（注）損害保険契約や生命保険契約の死亡保険金は、相続税法上、みなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。

詳細は、損害保険大学課程 専門コーステキスト【税務単位】第2編 損害保険契約等にかかる税務知識 第2章 保険金の税務処理 1. 個人の契約（3）死亡に対する保険金を参照ください。

#### ⑥ 死亡退職金

死亡退職金については、相続という関係を離れて受給権者を定めるべきと考えられており、相続財産とはなりません（注）。

死亡退職金規程は、もっぱら被相続人の収入に依拠してきた遺族の生活保障を目的として、受給権者の範囲や順位を定めたものであると考えられています。

判例では、受給権者である遺族は、相続人としてではなく、死亡退職金規程の定めにより直接これを自己固有の権利として取得するとしています（最判昭55.11.27等）。また、死亡退職金規程が存在しない事案においても、受給権者は、相続という関係を離れて決定されるとしています（最判昭62.3.3等）。

（注）ただし、相続税法上、みなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。

#### ⑦ 被相続人の遺体・遺骨

被相続人の遺体や遺骨については、相続人に相続されるとする旧民法時の大審院判例がありますが、判例（最判平元.7.18）では、「遺骨は、慣習に従って祭祀を主宰すべき者に帰属することになる」としています。

#### ⑧ 香典

香典は、相続財産に属しません。香典は、いわゆる喪主への贈与と考えられています。

## 2. 相続分

相続人が相続財産を相続する割合を相続分といいます。相続人が複数いる場合は、相続財産は、共同相続人の共有に属し（民法第898条）、各共同相続人は、その相続分に応じて相続財産を承継します（民法第899条）。

共同相続人の相続分は、第1に被相続人の遺言による相続分の指定（指定相続分）によって決まり、相続分の指定のないときは、民法の規定（法定相続分）によって定まります。

### （1）指定相続分

被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を指定することができ、また、相続分の指定を第三者に委託することもできます（民法第902条第1項）（注）。

なお、相続分について指定または指定を委託する場合には、必ず遺言をもって行わなければならない、遺言によらない指定は無効となります。

（注）遺言の内容が、遺留分（P. 122参照）を侵害する場合は、一定の権利者がその侵害分を請求することができます（P. 125参照）。

### （2）法定相続分

被相続人の遺言による相続分の指定がない場合には、各相続人の相続分は民法の定めるところ（法定相続分）によります（民法第900条、第901条）。

なお、一部の共同相続人の相続分のみが遺言により指定された場合には、他の共同相続人の相続分は法定相続分によります（民法第902条第2項）。

被相続人の配偶者は、常に相続人となりますが、配偶者と配偶者以外の血族相続人がいる場合の法定相続分は、次のとおりとなります（民法第900条）。

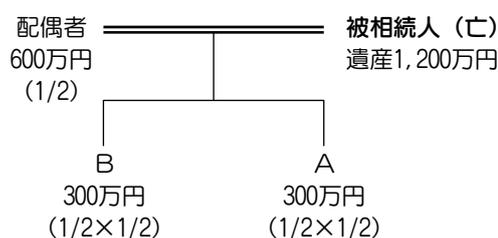
相続人の範囲	配偶者	血族相続人
配偶者のみの場合	全額	—
子と配偶者の場合	1/2	1/2
直系尊属と配偶者の場合	2/3	1/3
兄弟姉妹と配偶者の場合	3/4	1/4

#### ① 配偶者のみが相続人の場合

配偶者がすべてを相続します。

#### ② 子と配偶者が相続人の場合（民法第900条第1号、第4号）

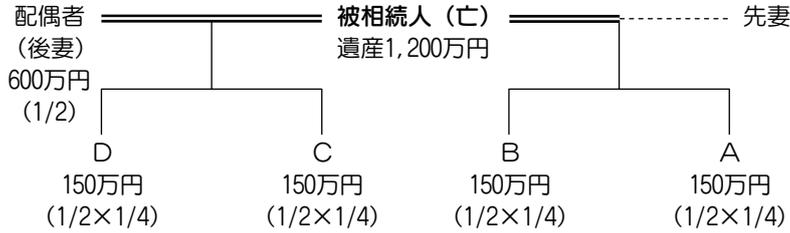
a. 子が複数いる場合には、それぞれの子の相続分は均分となります。



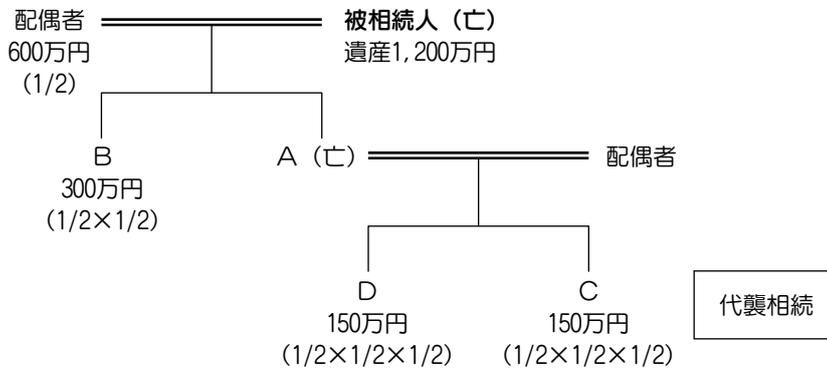
第3編 相続に関する知識

- b. 父母が離婚して、複数の子を別々に引き取った後に、父が死亡した場合、母が引き取った子も、父が引き取った子も、相続分は均分となります。なお、先妻の子と後妻の子がいた場合も同様です。

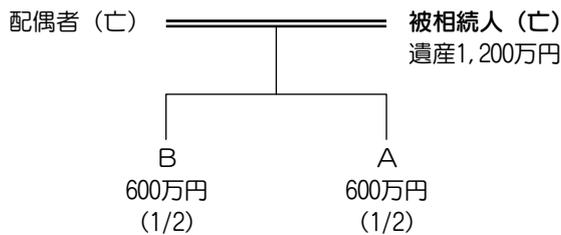
《先妻の子と後妻の子がいる場合》



- c. 子が相続開始以前に死亡、相続欠格または推定相続人の廃除により相続権を喪失した場合には、孫が子の相続分を代襲相続 (P. 107参照) します。



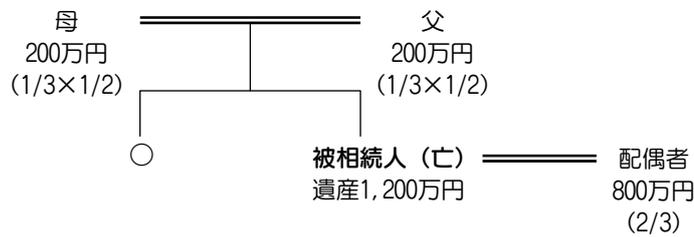
- d. 配偶者が既に死亡している場合には、子のみが均分します。



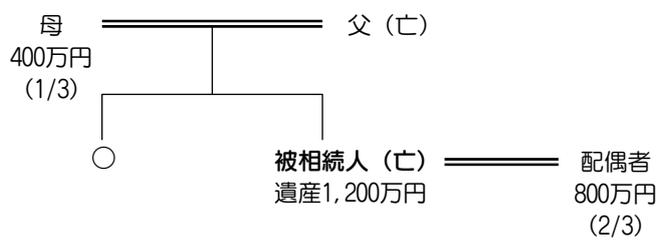
③ 直系尊属と配偶者が相続人の場合（民法第900条第2号、第4号）

a. 直系尊属のうち、親等の最も近い者と配偶者が共同相続人となります。

《父母と配偶者がいる場合》



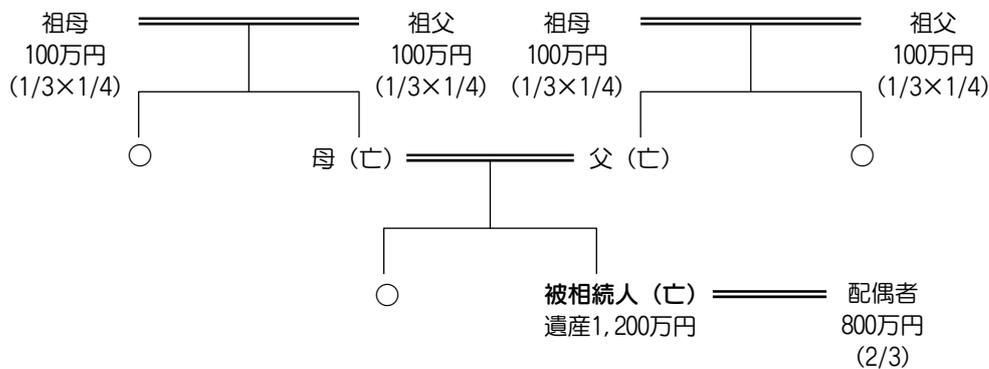
《父母のいずれかと配偶者がいる場合》



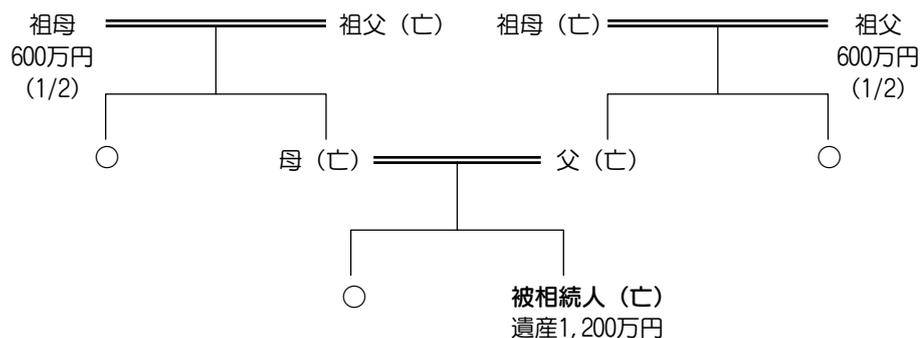
b. 祖父母が相続人となる時は、父方と母方の区別はありません。

なお、直系尊属が相続人のときは、代襲相続はありません。

《父母が既に死亡し、祖父母と配偶者がいる場合》



《父母が既に死亡し、祖父母がいるが配偶者がいない場合》

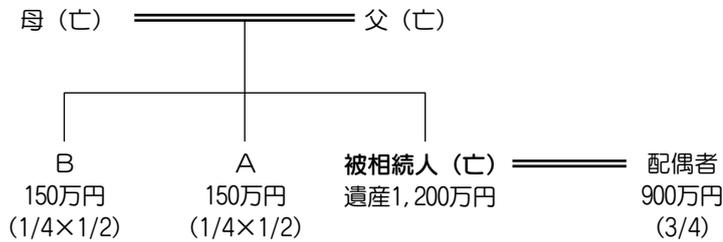


第3編 相続に関する知識

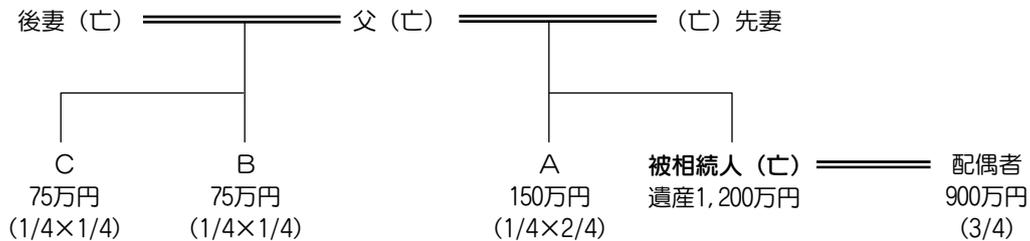
④ 兄弟姉妹と配偶者が相続人の場合（民法第900条第3号、第4号）

この場合において、被相続人が養子のときは、実方の兄弟姉妹（特別養子の場合を除きます）と、養方の兄弟姉妹が共同相続人となります。

a. 父母の双方を同じくする兄弟姉妹が複数いる場合には、各自の相続分は均分となります。

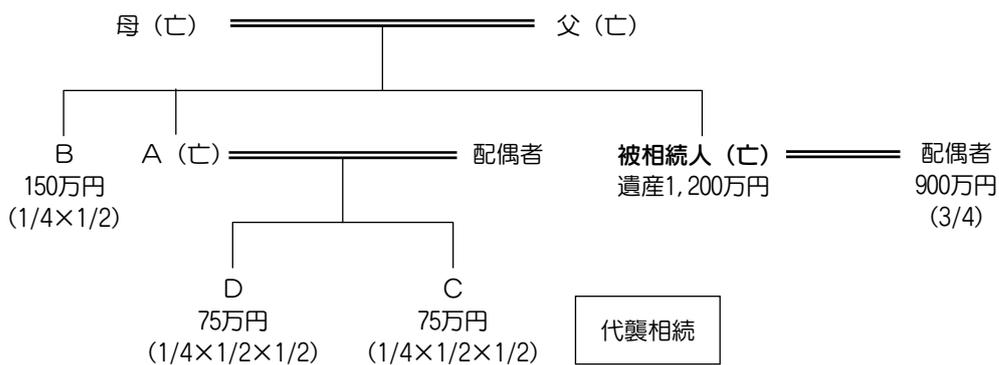


b. 兄弟姉妹のうち、父母の一方のみを同じくする者がいる場合（先妻の子と後妻の子がいる場合など）には、父母の双方を同じくする者の相続分の1/2となります。

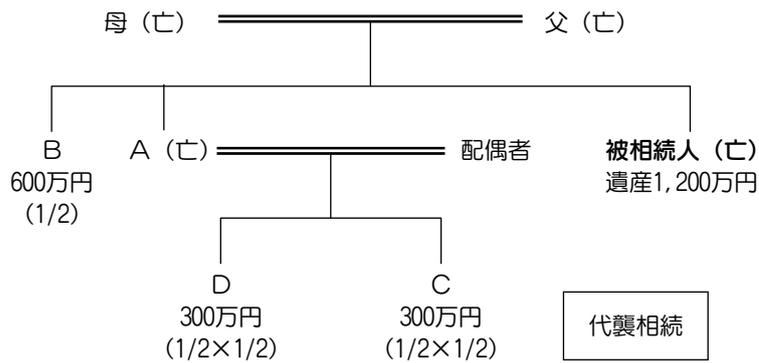


c. 兄弟姉妹のうち、被相続人より先に死亡した者がいる場合、その者に子がいれば、子に限り代襲相続（P. 107参照）することができます（民法第889条第2項）。

《兄弟姉妹の中に既に死亡している者がいる場合》



《兄弟姉妹のみの場合（被相続人に配偶者がいない場合）》



(3) 特別受益者の相続分

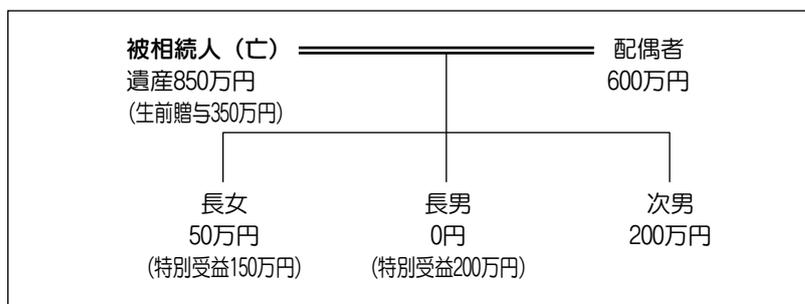
① 特別受益の持戻し

前述のとおり、相続分は、通常、相続財産の価額に各相続人の相続分を乗じることにより算定されますが、共同相続人の中に被相続人から生前贈与や遺贈を受けた者（特別受益者）がいる場合には、相続分の算定にあたって不公平が生じることになります。

そこで民法では、公平性を確保するために、共同相続人の中に被相続人から遺贈（P. 135参照）を受けたり、または婚姻、養子縁組のため、もしくは生計の資本として贈与を受けたりした者がいるときは、遺産にそれら贈与を加え、その合計額を相続財産とみなして、指定相続分または法定相続分によって算定した相続分から遺贈または贈与を控除した残額をその者の相続分としています（民法第903条第1項）。これを「特別受益の持戻し」といいます。

例えば、遺産が850万円で、遺言がなく、相続人が配偶者と3人の子の場合で、被相続人の生前、長女が結婚の支度として150万円相当の財産をもらっており、長男は商売の資金として200万円を受けていたときは、みなし相続財産を850万円+150万円+200万円=1,200万円として、次のとおり相続分を算定します。

- 配偶者 : 1,200万円×1/2=600万円
- 長女 : 1,200万円×1/2×1/3=200万円 → 200万円-150万円=50万円
- 長男 : 1,200万円×1/2×1/3=200万円 → 200万円-200万円= 0 円
- 次男 : 1,200万円×1/2×1/3=200万円



### 第3編 相続に関する知識

#### ② 持戻しの免除

他方、被相続人が前記①と異なった意思表示をしたときは、遺留分（P.122参照）の規定に反しない限り有効である（民法第903条第3項）としており、被相続人の意思による持戻しの免除が認められています。この場合の意思表示については、特別の方式が定められているわけではなく、生前行為によるものでも遺言によるものでもよいとされています。

#### ③ 配偶者に対する持戻し免除の推定

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物または敷地（居住用不動産）を遺贈または贈与した場合、原則として、持戻しの免除の意思表示があったものと推定されます（民法第903条第4項）。

（注）従来、このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われることが多いと考えられていました。2019（令和元）年7月1日施行の改正民法により、原則として、これまでのように遺産の先渡しを受けたものとして取り扱う必要がなくなり、配偶者は居住用不動産以外の財産を取得できるようになったため、結果として遺贈や贈与の趣旨に沿った遺産の分割が可能となりました。

### （4）相続人の寄与分

前述した特別受益者とは反対に、共同相続人の中に、被相続人の生前、家業を手伝い隆盛させた者などがいた場合は、相続分の算定にあたって、その寄与分を加味しないと不公平を生じることになります。

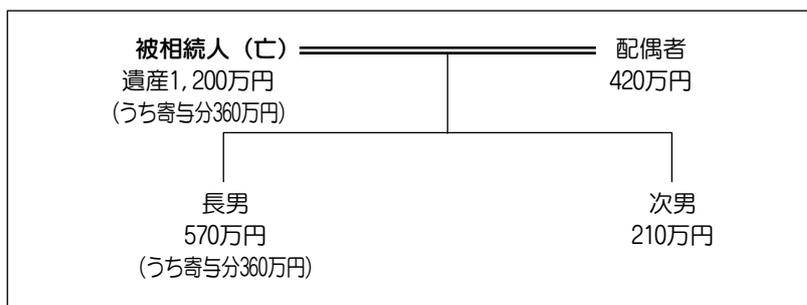
そこで民法では、公平性を確保するために被相続人の意思を推定して、共同相続人の中に被相続人の事業に尽力したり、自己の資産をつぎ込んだり、または被相続人の療養看護、その他の方法により被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をしたりした者がいるときは、遺産からその寄与分を控除したものを相続財産とみなし、指定相続分または法定相続分によって算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分としています（民法第904条の2第1項）。

例えば、遺産が1,200万円で、遺言や遺贈・贈与がなく、相続人が配偶者と2人の子で、被相続人の生前、長男が父の事業に貢献したとして、その寄与分を共同相続人間の協議で360万円とした場合であれば、みなし相続財産を  $1,200万円 - 360万円 = 840万円$  として、次のとおり相続分を算定します。

配偶者 :  $840万円 \times 1/2 = 420万円$

長男 :  $840万円 \times 1/2 \times 1/2 = 210万円$  →  $210万円 + 360万円 = 570万円$

次男 :  $840万円 \times 1/2 \times 1/2 = 210万円$



### (5) 相続人以外の親族による特別寄与料の請求

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供したことにより被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした相続人以外の被相続人の親族（特別寄与者）は、相続人に対して金銭（特別寄与料）の支払いを請求することができます（民法第1050条）。

例えば、相続人とはならない、被相続人の長男（既に死亡）の妻が被相続人の介護を行い、相続人である被相続人の長女や次男が介護を行っていなかったような場合、この請求が認められれば、相続人とはならない長男の妻の貢献に報いることができ、実質的公平が図られます。

（注1）上記制度があることによって遺産分割の手続きが過度に複雑にならないように、遺産分割は相続人だけで行うこととし、上記制度は相続とは別の枠組みで行われるようにしています。

（注2）特別寄与料の認否や認める場合の額などについては、まず当該寄与者と共同相続人との間の協議で決めます。この協議が調わず、または協議することができないときは、家庭裁判所に協議に代わる処分を請求し、審判を仰ぐことになります。

#### （参考）法定相続情報証明制度

相続手続きをより簡易的に進めるための制度として、「法定相続情報証明制度」があります。

この制度では、必要戸籍等を一度法務局に提出すれば、法務局から「法定相続情報証明書」が発行されます。この書類を、相続関係を特定・証明できる公的書類として、法務局の相続登記手続きの際に使用できるため、相続人の負担が軽減されます。

## 3. 相続の承認・放棄

前述のとおり、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します（民法第896条本文）。

しかし、相続財産のうち債務の方が多い場合もあり、ましてや相続人の関知しない被相続人の債務までをすべて当然に相続人に帰属させることは酷といわざるを得ません。

そこで民法では、相続人に、無条件で債務を承継する（単純承認）、条件付で債務を承継する（限定承認）、または相続人としての責任を一切免れるものとする（相続の放棄）かの選択権を与え、相続人の利益を保護しています。

### (1) 単純承認

#### ① 意思表示による単純承認

単純承認とは、無条件で被相続人の債権債務を承継することをいい、相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継します（民法第920条）。

単純承認をした場合、相続財産が債務超過であれば、相続人の固有財産をもって超過分を全部弁済しなければならず、場合によっては、被相続人の債権者から相続人の固有財産に対して強制執行を受けることもあります。

## 第3編 相続に関する知識

### ② 法定単純承認

次の場合、相続人は単純承認したものとみなされます。これを「法定単純承認」といいます。

#### a. 相続財産の処分による単純承認

相続人が相続財産の全部または一部の処分をした場合には、単純承認したものとみなされます（民法第921条第1号）。

##### (参考) 相続財産の処分に該当する行為

- ・ 経済的価値の高い美術品や衣類の形見分けをした場合（大判昭3.7.3）
- ・ 相続債務の代物弁済として相続財産である不動産を譲渡した場合
- ・ 相続債権を取り立てて領得した場合（最判昭37.6.21）
- ・ 家屋に放火した場合や高価な美術品を故意に壊した場合 等

#### b. 熟慮期間の徒過による単純承認

相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月の熟慮期間内に限定承認も相続の放棄もしないときは、単純承認をしたものとみなされます（民法第921条第2号）。

#### c. 背信行為による単純承認

相続人が、限定承認または相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部もしくは一部を隠匿<sup>いんたく</sup>し、ひそかにこれを消費し、または悪意でこれを財産目録中に記載しなかったような背信行為があった場合には、その相続人は単純承認したものとみなされます（民法第921条第3号）。

## (2) 限定承認

限定承認とは、相続人が相続によって得た財産の範囲内で相続債務および遺贈を弁済することを留保して行う相続の承認のことをいいます（民法第922条）。相続人の保護の観点から設けられた制度であり、一般に相続財産が債務超過か否かが不明の場合に用いられます。これにより、相続人は、自らの固有財産で弁済する責任を免れることになります。

(例) 相続によって得た財産が2,000万円で、相続債務が2,500万円の場合、限定承認をした相続人は、相続によって得た財産の2,000万円まで相続債務を弁済すれば足り、残余の500万円については相続人の固有財産をもって弁済が可能な場合であっても、債権者はそこに強制執行をかけることは許されません。

### ① 限定承認の方法

相続人は、限定承認をしようとするときは、3か月の熟慮期間内に財産目録を作成して、これを家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければなりません（民法第924条）。

なお、相続人が複数いる場合、限定承認は、共同相続人全員が共同して行わなければなりません（民法第923条）。したがって、共同相続人のうちの1人が限定承認を希望しても、他の共同相続人が単純承認をした場合には、限定承認をすることはできません。

ただし、共同相続人の1人が相続の放棄をした場合には、相続放棄をした者は初めから相続人とならなかったものとみなされる（民法第939条）ため、他の共同相続人だけで限定承認をすることができます。

## ② 限定承認の効果

限定承認をした相続人は、被相続人の権利義務を承継しますが、相続債務および遺贈に対する責任は、相続によって得た財産を限度として弁済をすればよいこととなります（民法第922条）。

限定承認をした場合は、相続財産と相続人の固有財産とは分離して別個のものとして清算することになるので、限定承認者は、清算が終了するまで、自己の固有財産におけるのと同じの注意をもって相続財産の管理をしなければなりません（民法第926条）。

（注）限定承認によって、相続した債務が消滅するわけではないので、相続人は進んで自己の固有財産をもってこれを弁済することもできます。

## （3）相続の放棄

相続の放棄とは、相続人の意思で相続財産の承継を一切拒否する行為をいいます。

## ① 相続放棄の方法

相続の放棄をしようとする者は、3か月の熟慮期間内に家庭裁判所に放棄する旨を申述しなければなりません（民法第915条第1項、第938条）。

なお、限定承認とは異なり、共同相続の場合でも、各相続人が単独で相続の放棄をすることができます。

## ② 相続放棄の効果

相続を放棄した者は、初めから相続人とならなかったものとみなされます（民法第939条）。したがって、放棄者が子が放棄者を代襲相続することはありません（P. 107参照）。

## （参考）事実上の相続放棄

共同相続の場合には、正規に家庭裁判所への放棄の申述という手続きを踏まずに、相続財産を1人（例えば長男）に集中させるため、他の相続人が事実上の相続放棄をすることがあります。

この場合、形式的には共同相続となりますが、他の相続人の特別受益証明書（特別の贈与または遺贈があるため相続分がないことの証明書）または相続人の1人が遺産の大部分を取得することとする遺産分割協議書を作成して事実上の相続放棄が行われます。

## （4）相続人がいない場合

## ① 相続財産の清算と相続人の搜索

相続人がいることが明らかでないときは、相続財産を法人（注）とし（民法第951条）、家庭裁判所は、利害関係人または公益の代表者としての検察官の請求により、相続財産の清算人を選任し、かつ、遅滞なくその旨および相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければなりません（民法第952条）。

（注）相続財産に権利主体がなくなることを避けるために、法人という形態をとっています。

なお、管理業務が行われている間に相続人が判明し、相続を承認すれば、法人は存在しなかったものとします。

## 第3編 相続に関する知識

### ② 特別縁故者に対する相続財産の分与

相続人が現れず、相続債権者や受遺者に相続財産から弁済して、なお残余がある場合には、家庭裁判所は、特別縁故者の請求により、残余財産の全部または一部を与えることができます。

(例) 民法では、特別縁故者を「被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者」と定めており、具体的には、内縁の妻(夫)、事実上の養子、継親子などの血族・姻族、療養看護に努めた知人などが該当します。

### ③ 国庫帰属

特別縁故者による財産分与の請求がなされなかった場合、あるいは分与されてもなお残余財産がある場合には、その相続財産は最終的に国庫に帰属することになります(民法第959条)。

#### (参考) 相続登記の義務化

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっています。

このため、2024(令和6)年4月1日より、これまで任意だった相続登記が義務化されました。

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。

また、2024(令和6)年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについても、2027(令和9)年3月31日までに相続登記をする必要があります。

## 4. 遺留分

### (1) 遺留分とは

遺留分とは、相続人の利益のために、相続人に確保された相続財産の一定部分のことをいいます。

### (2) 遺留分権利者

遺留分を有する者(以下「遺留分権利者」といいます)は、兄弟姉妹を除く法定相続人です(民法第1042条)。すなわち、直系卑属である子(代襲相続人を含みます)、直系尊属および配偶者が該当します。

(注) 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有します(民法第990条)が、遺留分はありません。

### (3) 遺留分の放棄

遺留分権利者は、遺留分を放棄することができますが、相続開始前の放棄は、家庭裁判所の許可がない限り、その効力を生じません(民法第1049条第1項)。

なお、遺留分の放棄は、他の遺留分権利者の遺留分に影響を与えません(民法第1049条第2項)。

#### (4) 遺留分額の算定

各遺留分権利者の遺留分の額を算定するためには、まず、算定の基礎となる財産の額を確定する必要があります。

遺留分額の算定の基礎となる財産の額は、相続開始の時に被相続人が有した財産の価額に、その贈与した財産の価額を加えた額から、債務の全額を控除した額となります(民法第1043条第1項)。

##### (参考) 加算の対象となる贈与

遺留分額の算定の基礎となる財産の額に加算する対象となる贈与には、次のものがあります。

- a. 相続開始前1年間になされた贈与(民法第1044条第1項前段)
- b. 1年以上前になされた贈与でも、被相続人とその者から贈与を受けた者の双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってなされた贈与(民法第1044条第1項後段)
- c. 相続人に対して、相続開始前10年間になされた贈与のうち、婚姻、養子縁組のため、または生計の資本としてなされた贈与(民法第1044条第3項)

なお、遺留分権利者に遺贈または贈与がなされた場合は、特別受益としてその額を遺留分額から差し引きます。

#### (5) 遺留分の割合

遺留分権利者に認められる遺産(遺留分額算定の基礎となる財産)全体に対する遺留分の割合は、次のとおりです(民法第1042条)。

条件	遺留分の割合
直系尊属のみが相続人の場合	被相続人の財産の1/3
その他の場合	被相続人の財産の1/2

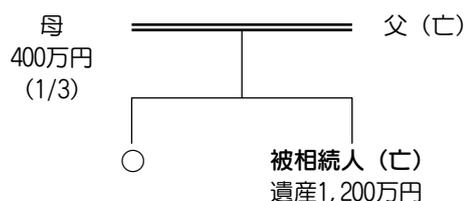
(注) 遺留分権利者各人に対する遺留分の割合は、上記遺留分の割合に法定相続分を乗じて計算されます。

##### ① 直系尊属のみが相続人の場合(民法第1042条第1項第1号)

###### a. 父母がいるとき

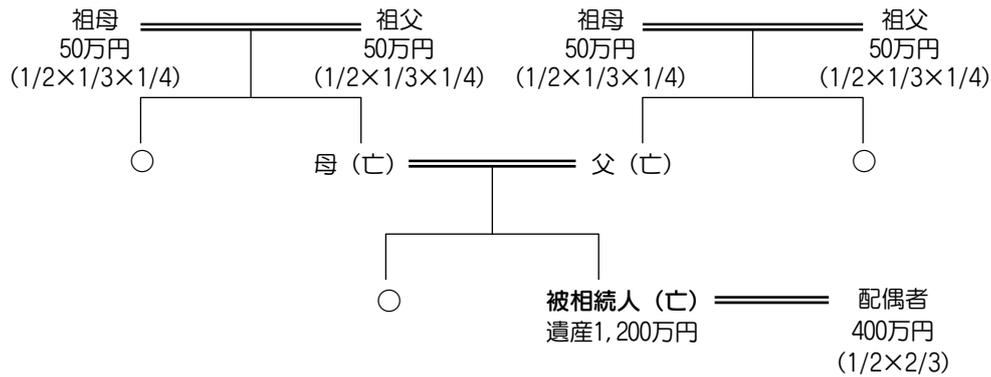


###### b. 父母のうち一方が既に死亡しているとき

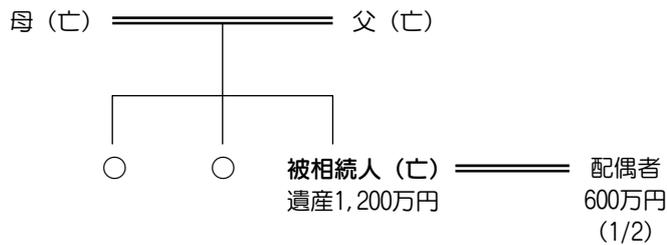




## 《父母が既に死亡し、祖父母と配偶者がいる場合》



## d. 兄弟姉妹と配偶者または配偶者のみが相続人のとき



(注) 被相続人に兄弟姉妹がいる場合でも、これらの者は遺留分を有しないので、配偶者のみが遺留分を有することになります。

## (6) 遺留分侵害額の請求

## ① 遺留分侵害額請求権の成立

民法第1046条第1項では、遺言による相続分の指定または遺贈もしくは生前贈与によって遺留分が侵害された場合、遺留分権利者およびその承継人は、受遺者または受贈者（以下「受遺者等」といいます）に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求できると定められています。この権利を「遺留分侵害額請求権」といいます。遺留分権利者が遺留分侵害額請求権を行使した場合は、受遺者等は遺贈または贈与（以下「遺贈等」といいます）の目的の価額を限度として遺留分侵害額を負担することになります（民法第1047条）。

## ② 遺留分侵害額請求権の行使

遺留分侵害額請求権は、あくまでも遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求できる権利です。そのため、遺留分権利者がこの権利を行使した場合、受遺者等は必ず金銭をもってその額の支払いをしなければならず、遺贈等によって取得した財産を返還するなどして金銭の支払いを免れることはできません。

しかし、受遺者等が遺留分権利者から金銭請求を受けたとしても、必ずしも直ちに金銭を準備できるとは限りません。このような場合を想定して、民法第1047条第5項では、受遺者等は裁判所に対し、金銭債務の全部または一部の支払いにつき相当の期限の許与を求めると定められていて、受遺者等の利益に対して一定の配慮がなされています。

(注1) 遺留分侵害額請求の意思表示は、必ずしも裁判上で行使する必要はありません。

(注2) 裁判所により期限の許与が認められた場合は、その期限内は金銭債務につき履行遅滞とならないため、遅延損害金は発生しません。

(注3) 遺留分侵害額請求権の当事者が、金銭の支払いに代えて現物の提供を行う（代物弁済）合意をすることは差し支えありません。

### 第3編 相続に関する知識

#### ③ 遺留分侵害額請求権の期間の制限

遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは時効によって消滅します。また、相続開始の時から10年を経過したときも同様に消滅します（民法第1048条）。

#### ④ 受遺者等の負担順位と負担額

遺留分侵害額請求がされるべき贈与と遺贈が併存する場合、遺留分侵害額は、まず受遺者が負担し、それでも不足するときは受贈者が負担します（民法第1047条第1項第1号）。

（注）複数の遺贈があるとき、また同時に複数の贈与があるときは、受遺者等は目的の価額の割合に応じて負担します（同項第2号）。また、（同時でない）贈与が複数あるときは、後の贈与（相続開始時に近い）に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担します（同項第3号）。

#### 【遺留分侵害があった場合の対応例】

相続人として被相続人の長男A（被相続人の事業継承者）と長女Bの2名がいて、遺産が400万円（債務控除済み）であり、被相続人が生前Aに2,000万円（事業用不動産）を贈与し、遺言によりBに遺産の全額（400万円）を遺贈する場合、BがAに対する遺留分侵害額請求は次のとおりとなります。

- ・ 本相続のみなし相続財産は、400万円（遺産）+2,000万円（Aへの贈与）=2,400万円
- ・ AおよびB本来の各相続分は、2,400万円×1/2=1,200万円
- ・ B（遺留分権利者）の遺留分は、2,400万円×1/2×1/2=600万円
- ・ Bが受けた遺留分の侵害額は、600万円-400万円=200万円
- ・ したがって、BはAに対して、遺留分侵害額である200万円について、金銭での支払いを請求することができます。
- ・ AはBに対して、遺留分侵害額である200万円を支払い、この支払いにより、Aは既に被相続人から贈与されていた事業用不動産を処分または換価することなく、そのまま所持し続けることができます。

## 第3節 遺産分割と遺言

### 1. 遺産分割

#### (1) 遺産の分割

相続人が複数いる場合、遺産の分割がなされるまでは、相続人は遺産を共同で所有するという形態を取らざるを得ません。この点に関し民法では、その遺産（相続財産）は相続人の共有に属すると定められています（民法第898条）。したがって、相続人の1人が勝手に相続財産を処分することはできません。

##### (参考) 遺産の共有

遺産が共有財産である以上、相続人の間で分割されて自己の財産と合体するまで、遺産は相続人全員の同意によって管理・維持されることになります。

○各相続人は相続財産全部について相続分の割合に従い使用をすることができます。

（例）相続財産としての家屋に居住することなど

○各相続人は保存行為を各自単独ですることができます。

（例）家屋の修理、不法登記の抹消請求、相続土地の保存登記など

○相続財産の管理行為は、各相続人の相続分の割合に従い、過半数で決することになります。なお、この管理費用は各相続財産から支弁されます。

（例）土地を資材置場として貸与する行為など

○相続財産の処分行為は相続人全員の意見の一致を要します。

（例）家屋の売却など

#### (2) 遺産分割の原則

遺産の分割は、遺産に属する物または権利の種類および性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態および生活の状況その他一切の事情を考慮して行います（民法第906条）。

共同相続人は、原則として、いつでもその協議により、被相続人の遺産を分割し、相続人個々の財産にすることができます（民法第907条第1項）。

（注）遺産分割が禁止される場合については、後記（7）遺産分割の禁止を参照ください。

##### (参考) 相続された預貯金債権の払戻し

相続された預貯金債権の一部について、各共同相続人が遺産分割前に単独で、家庭裁判所の判断を経ることなく、払い戻すことが認められています（民法第909条の2）。

その場合、払い戻した預貯金債権は、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされます。

この制度により、一定の範囲内で当該共同相続人の各種の資金需要（葬儀代や生活費など）に迅速に対応することができます。

なお、払い戻せる金額は、①預貯金債権ごとに「債権額の1/3×法定相続分」で、かつ、②債務者（金融機関）ごとに法務省令で定める額（150万円）が限度となります。

### (3) 遺産の範囲と相続人の確定

#### ① 遺産の範囲

遺産分割にあたっては、まず、遺産を確定しなければなりません。

積極財産については、相続開始の時点における遺産と持ち戻すべき生前贈与財産（特別受益者がある場合）を分割の時を基準にして評価し、相続財産総額として分割されます。

なお、消極財産である債務は、債権者の保護を図るため、原則として法定相続分に応じて分割承継されます。

#### ② 相続人の確定

相続人は、通常、戸籍によって明らかとなりますが、胎児がいるときは出生まで待ってから分割を行い、また、行方不明者がいるときは、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を請求して、その管理人と他の共同相続人との間で分割を行うこととなります。

### (4) 遺産分割手続の種類

遺産分割は、まず遺言による分割方法の指定により、遺言による指定がなければ共同相続人の協議によります。協議が調わないか、協議することができないときは、相続人の申立てにより、家庭裁判所の調停または審判により分割が行われます。

#### ① 遺言による分割

被相続人が遺言によって遺産の分割の方法を指定し、またはこれを相続人以外の第三者に委託した場合（民法第908条）には、それによって分割が行われます。

（例）分割方法の指定：現物分割、換価分割、代償分割など（P. 129参照）

分割の実行の指定：農地は長男、その他は均分など

なお、分割方法の指定は、必ずしも全共同相続人により、またはすべての遺産について行われる必要はありません。

ただし、一部の共同相続人または一部の遺産についてのみ分割方法の指定がある場合には、実際の分割は分割協議によって実現することになります。

（注）分割方法の指定があっても、遺言執行者が存在しない限り、共同相続人全員の合意によって指定と異なる分割をすることも可能です。

#### ② 協議による分割

##### a. 協議に参加すべき者

分割の協議には共同相続人全員の参加が必要であり、一部の相続人を除外してなされた分割協議は無効となります。

（注1）包括受遺者および相続分の譲受人も分割協議に参加できます。

（注2）共同相続人の中に未成年者とその親権者がいる場合には、分割協議はいわゆる「利益相反行為」になるため、親権者は、未成年者のために家庭裁判所に特別代理人の選任を請求しなければならず（民法第826条）、特別代理人が分割協議に参加することになります。

## b. 協議の方法

分割の協議は、相続人全員の合同協議を原則としますが、1人が原案を作って持ち回り、全員の承諾を得てもよいし、書面による承諾も有効とされています。

遺産分割は、指定相続分または法定相続分に従ってなされるのが原則ですが、共同相続人全員の自由な協議に基づいてなされれば（錯誤や詐欺・強迫によるものでない限り）、これらの相続分に従わなくても有効となります。

## c. 遺産分割協議書の作成

分割の協議が終了すると、一般に「遺産分割協議書」が作成され、これを提出、提示して不動産の相続登記をし、また、有価証券や預金債権の名義書換えを行います。

## d. 遺産債務の分割

協議により遺産債務を適宜分割することも可能ですが、この場合、遺産債権者は、これを承認して債権を行使することも、承認を拒んで法定相続分による責任を追及することもできます。

## ③ 調停または審判による分割

共同相続人間で協議が調わず、または協議することができないときは、各共同相続人は、その全部または一部の分割を家庭裁判所に請求することができます（民法第907条第2項）。家庭裁判所は、まず調停を試み、調停が不成立の場合に審判を行うこととなります。

ただし、遺産の一部を分割することにより、他の共同相続人の利益を害する場合は、この限りではありません（同項ただし書）。

## (5) 遺産分割の方法

主な遺産分割の方法として、次のとおり「現物分割」「換価分割」「代償分割」があります。このうち現物分割を原則としますが、これができない場合は、他の方法によります。

現物分割	個々の相続財産について、そのまま共同相続人ごとに割り振る方法です。 この方法は、手続きが比較的スムーズにいくという反面、割り振った土地・建物の評価額が必ずしも各相続人が考える相続分に合致するとは限らないため、不公平となる可能性があります。
換価分割	共同相続人が相続財産の全部または一部を金銭に換価し、その換価代金を共同相続人ごとに割り振る方法です。この場合、共同相続人全員の共有名義にして売却手続きを進めるか、いったん代表となる相続人の名義にして売却手続きを進めるかを選択します。 この方法は、金銭を各共同相続人に平等に分配できる反面、換価する不動産に居住者がいるような場合に問題が残ります。
代償分割	共同相続人のうち特定の者が相続財産の現物を取得し、その代償としてその者が他の共同相続人に対して金銭を支払うなどの債務（代償債務）を負担する方法です。 この方法は、相続財産を売却することなく承継することができる反面、相続財産を取得した者が、他の共同相続人に代償財産を交付することに加え、譲渡所得に係る所得税（不動産など金銭以外を代償とした場合）や相続税を負担しなければならないという問題が残ります。

(注) 上記のほかに共有分割という方法もあります。

## (6) 遺産分割の効力

## ① 分割の遡及効

遺産の分割は、相続開始の時に遡ってその効力を生じます。ただし、この分割の遡及効は、分割前に個々の相続財産の持分を取得した第三者の権利を害することができません（民法第909条）。

## 第3編 相続に関する知識

### ② 共同相続人間の担保責任

遺産の分割によって取得した財産に欠陥がある場合には、各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保責任を負います（民法第911条）。

（例）遺産として3,000万円の土地をA、B、C3人が均等に分割して相続したが、Aの土地の一部である300万円相当部分が他人の土地であったことが判明した場合、AはBとCに対して、各々100万円の返還を請求することができます。

### （7）遺産分割の禁止

遺産の分割は、遺言によって分割が禁止された場合や共同相続人が協議により遺産分割をしない旨を契約した場合に一定期間禁止されるほか、特別の事由があるときに、家庭裁判所の審判により一定期間禁止されることがあります。

## 2. 配偶者の居住の権利

高齢化の進展に伴い、被相続人の配偶者は、被相続人の死亡後も長期間にわたり生活を継続することが多くなってきています。一方、これまで相続において、配偶者は遺産分割での相続分の関係から、住み慣れた住居を売却して住む家がなくなったり、住居を財産として受け取ることができても現金をほとんど手にすることができなかつたりするなどの問題を抱えていました。

このような問題の解決策として、2020（令和2）年4月1日施行の改正民法により、「配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」という新たな権利が創設されました。

### （1）配偶者居住権

被相続人の配偶者が、相続開始時に被相続人所有の居住建物に住んでいた場合（注1）、次のいずれかに該当するときは、その居住建物の全部について、引き続き無償で使用および収益をする権利（注2）（注3）を有する（民法第1028条第1項本文）としており、この権利を「配偶者居住権」といいます。

①遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき

②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき

（注1）被相続人が相続開始時に居住権を配偶者以外の者と共有していた場合には、配偶者居住権は取得できません（民法第1028条第1項ただし書き）。

（注2）配偶者は、配偶者居住権を譲渡することができません（民法第1032条第2項）。

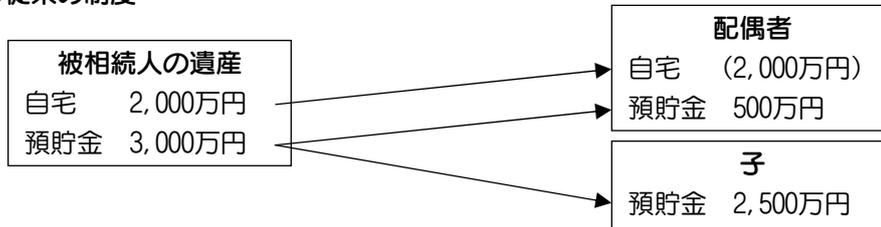
（注3）配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ居住建物の増改築をすること、または第三者に居住建物の使用もしくは収益をさせることができません（民法第1032条第3項）。

具体的には、相続時における居住建物についての権利は、「配偶者居住権」と、配偶者以外の相続人が配偶者を居住建物に住ませるという権利（「負担付所有権」といいます）に分けられ、相続財産としての価値もそれぞれ評価されます。これにより、配偶者は、これまで住んでいた居住建物に住み続けながら、預貯金などの他の財産もより多く取得できるようになり、その後の生活の安定を図ることができます。

配偶者居住権のイメージ

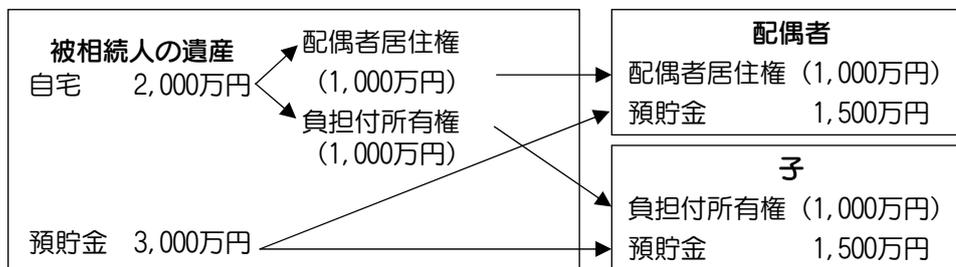
(例) 相続人が配偶者および子、遺産が自宅(2,000万円)および預貯金(3,000万円)だった場合  
 配偶者と子の相続分 = 1 : 1 (配偶者2,500万円、子2,500万円)

○従来の制度



→配偶者が居住建物を取得する場合、受け取ることができる他の財産が少なくなります。

○配偶者居住権活用のメリット



→配偶者は、自宅での居住を継続しながら他の財産も取得できます。

(法務省の資料を基に作成)

(2) 配偶者短期居住権

また、夫婦の一方が死亡したときに、残された配偶者が直ちに住み慣れた住居を退去しなければならないとすると、配偶者にとって、大きな負担となると考えられます。そこで、配偶者居住権を取得しなくても、被相続人の配偶者が、相続開始時に被相続人所有の居住建物に無償で住んでいた場合、一定期間(最低6か月間)は、居住建物を引き続き無償で使用する権利を有します(民法第1037条第1項)。この権利を「配偶者短期居住権」といいます。

この規定により、例えば、被相続人が第三者に居住建物を遺贈した場合や、配偶者に居住させることに反対の意思を示したような場合でも、被相続人の意思にかかわらず、常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されることになります。

### 3. 遺言

#### (1) 遺言の法的性質

##### ① 遺言事項

遺言は、被相続人がその死後に効力を発生させる目的で行うものであり、遺言者の生前の最終意思として尊重されますが、遺言できること（遺言事項）は、遺産相続および財産処分に関する事項ならびに一定の身分行為に関する事項に限られます。

##### 【主な遺言事項】

- 遺産相続に関する事項
  - ・ 推定相続人の廃除および廃除の取消し（民法第893条、第894条）
  - ・ 相続分の指定および指定の委託（民法第902条第1項）
  - ・ 特別受益者の持戻しの免除（民法第903条第3項）
  - ・ 遺産分割方法の指定および指定の委託（民法第908条）
  - ・ 遺産分割の禁止（民法第908条）
  - ・ 遺言執行者の指定および指定の委託（民法第1006条第1項） 等
- 財産処分に関する事項
  - ・ 一般社団法人への財産の拠出（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第158条第2項）
  - ・ 遺贈（民法第964条）
  - ・ 受遺者または受贈者の負担額（民法第1047条第1項第2号ただし書）
  - ・ 信託の設定（信託法第3条第2号） 等
- 身分行為に関する事項
  - ・ 嫡出でない子の認知（民法第781条第2項）
  - ・ 未成年後見人の指定（民法第839条第1項）
  - ・ 未成年後見監督人の指定（民法第848条） 等

##### ② 遺言能力

未成年者でも満15歳に達した者は、単独で遺言をすることができます（民法第961条）。

（注）15歳未満の者が行った遺言は無効となります。

##### ③ 共同遺言の禁止

遺言は、遺言者の単独の意思表示が確保されるものでなければならぬので、2人以上の者が同一の証書で共同して行う遺言は禁止されています（民法第975条）。

##### ④ 遺言の撤回

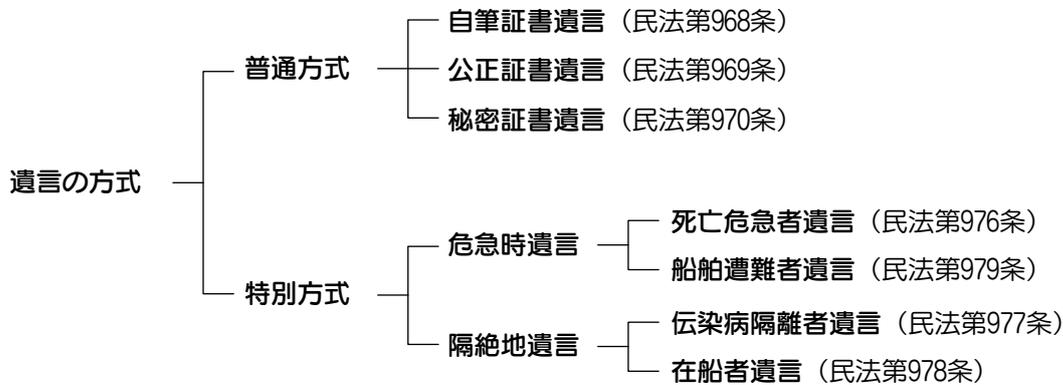
遺言者は、その生存中いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部または一部を自由に撤回することができます（民法第1022条）。

なお、前の遺言と後の遺言が抵触する場合は、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされます。また、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合についても、その抵触する部分については撤回したものとみなされます（民法第1023条）。

## (2) 遺言の方式

遺言の方式には普通方式（自筆証書、公正証書、秘密証書）と特別方式があり（民法第967条）、さらに次のように分かれています。

なお、特別方式の遺言は、疾病その他の事由によって死亡の危急に迫られている者などに認められる特別な方式のため、本テキストでは、普通方式の遺言について取り上げます。



### ① 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が遺言書の全文、日付および氏名を自書し、これに押印した方式をいいます（民法第968条第1項）。自筆証書の加除その他の変更は、遺言者がその場所を指示し、変更した旨を付記したうえで、これに署名し、かつ、その変更の場所に押印をしなければ効力を生じません（民法第968条第3項）。

ただし、自筆証書と一体のものとして相続財産の全部または一部の財産目録を添付する場合、財産目録については、遺言者が目録のすべてのページに署名し、押印すれば、自書することを要しないとしています（民法第968条第2項）（注）。

（注）例えば、パソコン等により作成した目録や銀行通帳のコピー、不動産の登記事項証明書等を添付して目録として使用することができます。

#### 【法務局による自筆証書遺言の保管制度】

2020（令和2）年7月10日施行の「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（以下「遺言書保管法」といいます）に基づき、法務局による自筆証書遺言の保管制度が導入されました。この制度により、自筆証書遺言の利用が増大するものと期待されています。

この制度の概要は、次のとおりです。

- a. 遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局（遺言書保管所）において、遺言書保管官が行います（遺言書保管法第2条、第3条）。
- b. 遺言書保管官に保管の申請をすることができる遺言書は、法務省令で定められた様式に従って作成した無封の遺言書でなければなりません（遺言書保管法第4条第2項）。
- c. 保管の申請は、遺言者本人が遺言書保管所に自ら出頭して行います（遺言書保管法第4条第6項）。
- d. 保管の申請を受けた遺言書保管所では、書式に不備がないかを確認のうえ、遺言書原本を保管するとともに、画像情報化して保管します（遺言書保管法第7条）。
- e. 相続開始後は、遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者などが遺言書の閲覧や画像情報の証明書を請求できます。この場合、相続開始後の家庭裁判所による検認手続きは不要です（遺言書保管法第11条）。

② 公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が事前に公証人に遺言の内容を伝えて遺言書の文章をまとめておいて、後日、遺言者と証人（注）同席のもとで作成される方式をいい、次の方法で行わなければなりません（民法第969条）。

- a. 証人2名以上の立会いがあること
- b. 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること
- c. 公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者および証人に読み聞かせ、または閲覧させること
- d. 遺言者および証人が筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、押印すること
- e. 公証人が、その証書を提出した日付および遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者および証人とともにこれに署名し、押印すること

（注）証人とは、遺言が遺言者の真意に基づくものであることを証明する義務を負う者をいいます。

なお、「①未成年者、②推定相続人および受遺者ならびにこれらの配偶者および直系血族、③公証人の配偶者、4親等内の親族、書記および使用人」は証人となることができません（民法第974条）。

（参考）民法改正による見直し

2023（令和5）年6月14日から起算して2年6か月を超えない範囲内に施行される改正民法により公正証書遺言のルールが改正され、作成方法が以下のように見直されます（改正民法第969条）。

- a. 証人2名以上の立会いがあること
- b. 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること
- c. 公正証書遺言は、公証人法の定めるところにより作成する
- d. 前記aの証人については、公証人法の証人とみなして、公証人法の規定を適用する

③ 秘密証書遺言

秘密証書遺言とは、遺言者が遺言の内容を秘密にして遺言書を作成し、かつ、その存在を明らかにする方式をいい、次の方法で行わなければなりません（民法970条第1項）。

- a. 遺言者が証書に署名し、押印すること
- b. 遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること
- c. 遺言者が公証人1名および証人2名以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨ならびにその筆者の氏名および住所を申述すること
- d. 公証人が、その証書を提出した日付および遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者および証人とともにこれに署名し、押印すること

なお、秘密証書の加除その他の変更については自筆証書遺言の規定を準用します（民法970条第2項）。

自筆証書遺言、公正証書遺言および秘密証書遺言の長所と短所は次のとおりです。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言作成までの手続きが簡便であり、費用がかからないこと</li> <li>遺言の存在および内容を秘密にしておくことができること</li> <li>法務局による自筆証書遺言の保管制度を利用することで、家庭裁判所の検認を受ける必要がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人が関与するため、方式不備の可能性が低いこと</li> <li>遺言は公証役場に保管されるため、遺言の紛失や他人による破棄・偽造・変造のおそれがないこと</li> <li>遺言の執行にあたり、家庭裁判所の検認を受ける必要がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書の内容を秘密にしておくことができること</li> <li>遺言書は公証役場に保管されるため、遺言の紛失や他人による破棄・偽造・変造のおそれがないこと</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言の紛失や、遺言が発見されない、または他人による破棄・偽造・変造のおそれがあること</li> <li>方式不備で無効とされる危険性があること</li> <li>法務局による自筆証書遺言の保管制度を利用する場合を除き、遺言の執行にあたり、家庭裁判所の検認を受ける必要があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2名以上の証人を要するなど、手続きが複雑で費用がかかること</li> <li>遺言の存在および内容を秘密にしておくことができないおそれがあること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2名以上の証人を要するなど、手続きが複雑で費用がかかること</li> <li>遺言の執行にあたり、家庭裁判所の検認を受ける必要があること</li> </ul>

(参考) 死亡危急者遺言

死亡危急者遺言は、疾病その他の事由によって死亡の危急に迫られている者に認められる方式で、次の手続きが必要となります（民法第976条第1項）。

- ① 証人3名以上の立会いがあること
- ② 証人の1名に対して遺言者が遺言の内容を口頭で陳述すること
- ③ 遺言者の口述を受けた者がこれを筆記し、それを遺言者および証人に読み聞かせること
- ④ 各証人が筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名・押印すること

なお、この方式により作成された遺言状は、口頭遺言の内容を証人が筆記したものであるため、民法は遺言の日から20日以内に家庭裁判所の確認を得なければ無効としています（民法第976条第4項）。

### (3) 遺言の効力

#### ① 効力の発生

遺言は遺言書の作成の時に成立しますが、その効力は原則として遺言者の死亡時に発生します（民法第985条第1項）。

なお、停止条件を付した場合（停止条件付遺言）は、遺言者が死亡後、その条件が成就した時からその効力を生じます（民法第985条第2項）。

#### ② 遺贈

遺贈（注）とは、遺言によって財産の全部または一部を無償で他人（推定相続人を含みます）に与える行為をいいます。

（注）遺贈は、遺贈者の単独行為であり死後処分である点で、贈与者と受贈者との契約であり、生前処分である死因贈与とは異なります。

### 第3編 相続に関する知識

#### a. 受遺者

遺贈を受ける者（以下「受遺者」といいます）は、遺言者の死亡の時に生存していなければならず（同時存在の原則）、遺言者の死亡以前に死亡したときは遺贈の効力は生じません（民法第994条）。

受遺者は、法人・自然人の別を問わず、胎児にも受遺能力が認められています（民法第965条、第886条）。また、受遺者にも相続人と同じく欠格事由があります（民法第965条、第891条）。

#### b. 遺贈義務者

遺贈義務者は、遺贈による財産の引渡しや登記手続きなどを履行する者であり、原則的には相続人がこれに当たります。

（注）包括受遺者や相続財産法人の遺産清算人も遺贈義務者となることができます。

#### c. 遺贈の種類

包括遺贈	遺産の全部または一部を一定の割合で示して行う遺贈をいいます。 なお、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するものとされます（民法第990条）。
特定遺贈	遺産中の特定の具体的な財産的利益を目的とする遺贈をいいます。
負担付遺贈	受遺者に一定の給付をなすべき義務を課した遺贈をいいます。 （例）遺言者がAに100万円を遺贈し、その代わりに、AがBに毎月1万円の生活費を支給するよう遺言する場合 等

（注）包括遺贈、特定遺贈のいずれも負担付遺贈とすることができます。

## （4）遺言の執行

遺言の執行とは、遺言の効力発生後、その内容実現のための事務を行うことをいいます。

### ① 遺言書の検認

遺言書の保管者は、法務局で保管されている自筆証書遺言または公正証書による遺言である場合を除き、相続の開始があったことを知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して検認（注）を受けなければなりません（民法第1004条第1項）。

なお、封印のある遺言書の開封は、検認の前に、家庭裁判所において、相続人またはその代理人の立会いの下で行わなければなりません（民法第1004条第3項）。

（注）検認とは、相続人に対し遺言の存在およびその内容を知らせるとともに、検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造や変造を防止するための手続きをいいます（遺言が有効か無効かを判断する手続きではありません）。

### ② 遺言執行者

遺言の執行にあたり、嫡出でない子の認知や相続人の廃除およびその取消しについては、相続人に執行させたのでは公正を期すことができないため、別途、遺言執行者を選任しなければなりません。

また、遺贈や寄附行為については、遺言の執行が相続人の利益に反することになるため、この場合にも、遺言執行者を選任することができます。

**a. 遺言執行者の指定・選任**

遺言者は、遺言によって遺言執行者を指定できます。また、その指定を第三者に委託することもできます（民法第1006条第1項）。

なお、この指定がないときなどは、利害関係人の請求により、家庭裁判所は遺言執行者を選任することができます（民法第1010条）。

**b. 遺言執行者の任務・権利義務**

遺言執行者は、遅滞なく相続財産の目録を作成し、これを相続人に交付しなければなりません（民法第1011条第1項）。

また、遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有し、遺言執行者がいる場合の遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができるとしています（民法第1012条第1項、第2項）。

さらに、相続人との関係においても、相続人は、遺言執行者がいる場合に相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができない（民法第1013条第1項）ことや、遺言執行者がその権限内で遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力が生じる（民法第1015条）ことなど、遺言執行者が円滑に遺言を執行するための権限等が明確化されています。

**c. 遺言の執行に関する費用**

遺言の執行に必要なとされる費用は、相続財産から支出することとされています（民法第1021条）。

（例）遺言書検認の申請費用、財産目録作成費用、遺言執行者の報酬、相続財産管理費用、推定相続人廃除の審判の申立費用、遺言執行に関して生じた争訟費用など

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.